

地方公共団体における 被害者支援体制等について

平成28年5月30日(月)
都道府県・政令指定都市主管課室長会議



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)
阿波 亮子

第3次犯罪被害者等基本計画の決定

閣議決定

平成28年4月1日

計画期間

平成28年4月1日から平成32年度末までの5か年

重点課題に係る具体的施策

合計261施策

- 今後推進していく必要がある新たな具体的施策
- 第2次基本計画に盛り込まれていた具体的施策のうち、その充実を図るなどして引き続き第3次基本計画に盛り込む必要があるもの

地方公共団体の被害者支援体制

➤ 地方公共団体の責務

(犯罪被害者等基本法5条)

基本理念にのっとり、

– 国との適切な役割分担を踏まえて、

– その地方公共団体の地域の状況に応じた

施策を策定し、及び実施する

地方公共団体の被害者支援体制

施策主管課及び総合的対応窓口

警察庁において、**市町村**における犯罪被害者等**施策の窓口となる部局の確定**状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に**適切な情報提供等を行う総合的対応窓口**の設置を要請する。(以下略)【施策番号150】

(第3次基本計画第4、1(1))

地方公共団体の被害者支援体制

施策主管課の確定状況

平成28年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成27年	平成28年	増(P)
都道府県(47)	47 (100%)	47 (100%)	0
政令指定都市(20)	20 (100%)	20 (100%)	0
市区町村(1,721)	1,710 (99.4%)	1,721 (100%)	11 (0.6P)

地方公共団体の被害者支援体制

総合的対応窓口の設置状況

平成28年4月1日現在

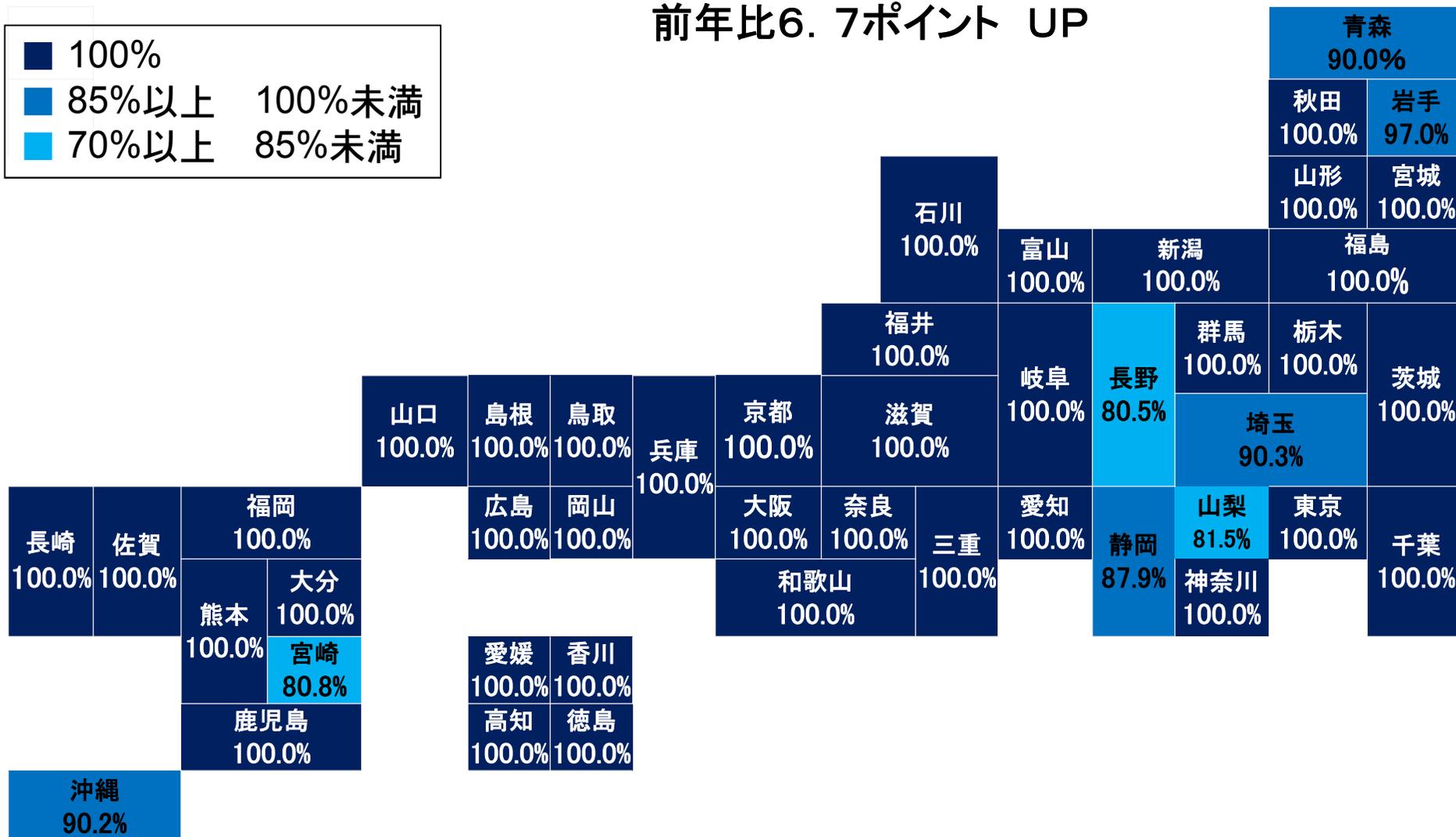
地方公共団体(数)	平成27年	平成28年	増(P)
都道府県(47)	47 (100%)	47 (100%)	0
政令指定都市(20)	20 (100%)	20 (100%)	0
市区町村(1,721)	1,549 (90.0%)	1,664 (96.7%)	115 (6.7P)

市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況 (政令指定都市を除き、東京23区を含む。)

(平成28年4月1日現在) **96.7%**

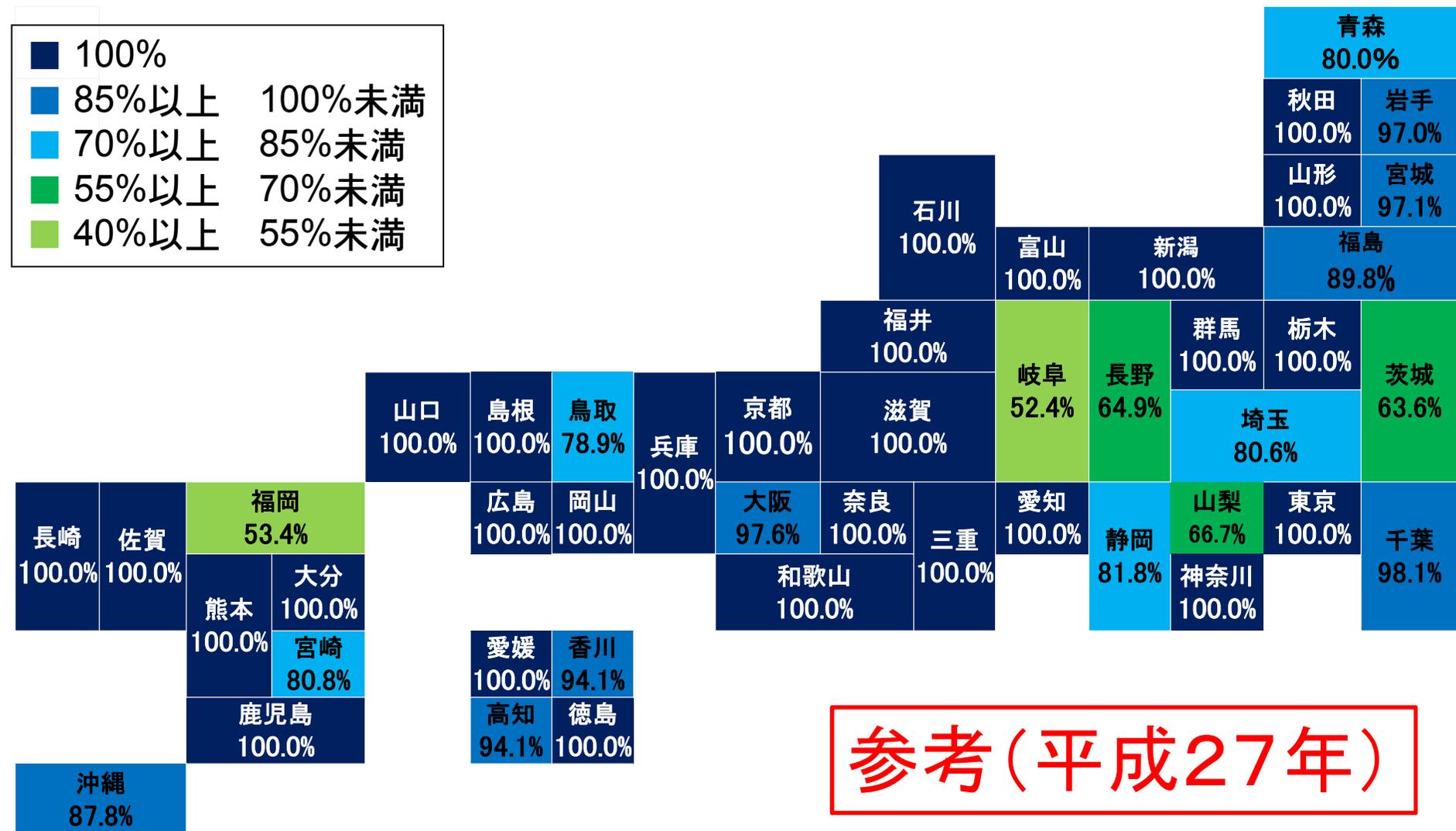
北海道
92.7%

前年比6.7ポイント UP



市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況 (政令指定都市を除き、東京23区を含む。)

(平成27年4月1日現在)



参考(平成27年)

地方公共団体の被害者支援体制

条例の制定等の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する**条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供**を行う。【施策番号153】

(第3次基本計画 第4.1(4))

地方公共団体の被害者支援体制

条例制定の状況

平成28年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成27年	平成28年	増
都道府県(47)	25 (53.2%)	27 (57.4%)	2 (4.2P)
政令指定都市(20)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0P)
市区町村(1,721)	361 (21.0%)	369 (21.4%)	8 (0.4P)

地方公共団体の被害者支援体制

見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する**見舞金等の支給制度**や**生活資金等の貸付制度**の導入について**要請**するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。【施策番号17】

(第3次基本計画 第1.2(6))

地方公共団体の被害者支援体制

見舞金・貸付金制度の導入状況

平成28年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成27年	平成28年	増
都道府県(47)	2 (4.3%)	3 (6.4%)	1 (2.1P)
政令指定都市(20)	2 (10%)	2 (10%)	0 (0.0P)
市区町村(1,721)	102 (5.9%)	119 (6.9%)	17 (1.0P)

地方公共団体の被害者支援体制

中長期的な居住場所の確保

犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、**居住場所の確保**や**被害直後からの生活支援策**に対する取組がなされるよう、警察庁において、**地方公共団体に対して啓発・情報提供**を行う。【施策番号30】

(第3次基本計画 第1.3(2)カ)

地方公共団体の被害者支援体制

公営住宅等への入居に際しての配慮

平成28年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成27年	平成28年	増
都道府県(47)	41 (87.2%)	42 (89.4%)	1 (2.2P)
政令指定都市(20)	12 (60.0%)	12 (60.0%)	0 (0.0P)
市区町村(1,721)	205 (11.9%)	230 (13.4%)	25 (1.5P)

地方公共団体の被害者支援体制

配慮の内容(市区町村)

- ・抽選によらず入居……………59
- ・入居要件の緩和……………56
- ・抽選倍率の優遇……………61
- ・その他……………92

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用している。

※ 市区町村数には政令指定都市を含まない。

平成28年度警察庁の事業等

■体制整備促進事業■

地方公共団体(都道府県・政令指定都市)と共催で、地域の犯罪被害者等支援体制を整備するための事業を実施

☆平成28年度実施予定

@岩手県、大阪府、山口県、高知県、
沖縄県、横浜市

平成28年度警察庁の事業等

■犯罪被害者週間事業■

11月25日～12月1日

警察庁において、関係府省庁等の協力を得て、啓発事業を集中的に実施

中央イベント(警察庁主催)

地方大会(地方公共団体と共催)

☆平成28年度実施予定

@北海道、山口県

海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

「国外犯罪被害者の遺族に対する 弔慰金の支給に関する法律案」

- 国外犯罪被害者
日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為により死亡し、又は障害(障害等級第1級相当)が残った日本国籍を有する者(日本国外の永住者を除く。)
- 支給額
死亡した場合: 200万円
障害が残った場合: 100万円
- 支給手続
都道府県公安委員会に申請し、裁定を受ける
- 国会の状況
平成28年5月19日 衆議院において可決

ご清聴ありがとうございました。



警察庁(犯罪被害者等施策HP)

<http://www8.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>

警察庁(犯罪被害者等施策)Facebook

<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sns/facebook.html>